

○刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年9月30日条例第33号

改正

平成27年12月24日条例第38号

令和元年12月25日条例第21号

令和5年3月28日条例第2号

令和5年9月29日条例第18号

令和6年3月27日条例第3号

令和6年7月1日条例第19号

令和6年10月1日条例第23号

令和7年3月27日条例第2号

令和7年9月30日条例第37号

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務
- (2) 別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務
- (3) 市の執行機関が行う特定個人番号利用事務

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月24日条例第38号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月25日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月29日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日条例第3号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和6年7月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年10月 1 日条例第23号）

この条例は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月27日条例第 2 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月30日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

執行機関	事務
1 市長	刈谷市母子家庭等医療費支給条例（昭和53年条例第28号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	後期高齢者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第 1 項の福祉手当に愛知県が加算する手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	刈谷市子ども医療費支給条例（昭和48年条例第11号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	刈谷市中心身障害者医療費支給条例（昭和48年条例第10号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	刈谷市精神障害者医療費支給条例（昭和54年条例第 7 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 3 条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年 5 月 8 日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」

	規則で定めるもの	という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮するものに係る生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する情報(以下「公営住宅管理関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報(以下「老人福祉関係情報」という。)であって規則で定めるもの (3) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)による賃貸住宅の管理に関する情報(以下「賃貸住宅管理関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律	(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給

	(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 刈谷市母子家庭等医療費支給条例による医療費の助成に関する情報(以下「母子家庭等医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
5 市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの

		(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当に愛知県が加算する手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
10 市長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は	中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの

	災害援護資金の貸付けに関する事務 であって規則で定めるもの	
11 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 母子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 公営住宅管理関係情報であって規則で定めるもの (2) 老人福祉関係情報であって規則で定めるもの (3) 賃貸住宅管理関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者福祉法による障害者支援施設への入所に関する情報であって規則で定めるもの (2) 知的障害者福祉法による障害者支援施設への入所に関する情報であって規則で定めるもの (3) 障害者の日常生活及び社会生

		活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの (4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮するものに係る生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 公営住宅管理関係情報であって規則で定めるもの (2) 老人福祉関係情報であって規則で定めるもの (3) 賃貸住宅管理関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	刈谷市母子家庭等医療費支給条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの

		(4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (5) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの (6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの (7) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの (8) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	後期高齢者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

		(6) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの (7) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (8) 障害者自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (9) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの (10) 母子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当に愛知県が加算する手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	刈谷市子ども医療費支給条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則

		で定めるもの (4) 国民健康保険医療給付関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (7) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	刈谷市心身障害者医療費支給条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 国民健康保険医療給付関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (7) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの (8) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	刈谷市精神障害者医療費支給条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 国民健康保険医療給付関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (7) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの (8) 障害者自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (9) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
--	--	---